

平成29年3月
総務課
教職員課

職員の皆様へ

休暇等の取扱いの変更について（お知らせ）

「福岡県職員の育児休業等に関する条例」「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等の一部改正により、平成29年4月1日から、休暇の取扱いが一部変更されることとなりますので、変更後の取扱いに関してお知らせします。

1 育児休業等の対象となる「子」の範囲の拡大

- 「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる「子」の範囲が拡大されました。（臨時・非常勤職員も同様）
 - ① 特別養子縁組の監護期間中の子
 - ② 養子縁組里親に委託されている子
 - ③ 養育里親である職員に委託されている子（養子縁組里親を希望しているものの、実親等の同意が得られず養育里親として委託されている場合に限る。）

※特別養子縁組：血縁のない6歳未満の子供と大人が、6カ月以上の監護期間を経て、家庭裁判所の審判で法律上の親子となること。養子縁組里親と異なり、実親との法律上の関係は消滅する。

※養子縁組里親：養子縁組を前提として、要保護児童（18歳未満）を養育する里親制度。家庭裁判所の許可を経て、養親となる。実親、養親ともに親子関係が存在する。

※養育里親：養子縁組を前提とせず、要保護児童を養育する里親制度。養子縁組里親として要保護児童の養育を希望しているものの、実親や親権者の同意が得られず養育里親となる場合がある。

2 介護休暇の分割取得

- ◎ これまで「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態※1」ごとに連続する6月の期間内（分割不可）」において取得が認められていた「介護休暇」について、新たに3回以下で、合計6月以下の範囲内で設定した「指定期間」内で取得が可能となります。

※1 介護が必要な状態が始まってから終わるまでの状態のこと。

（具体的な改正内容）

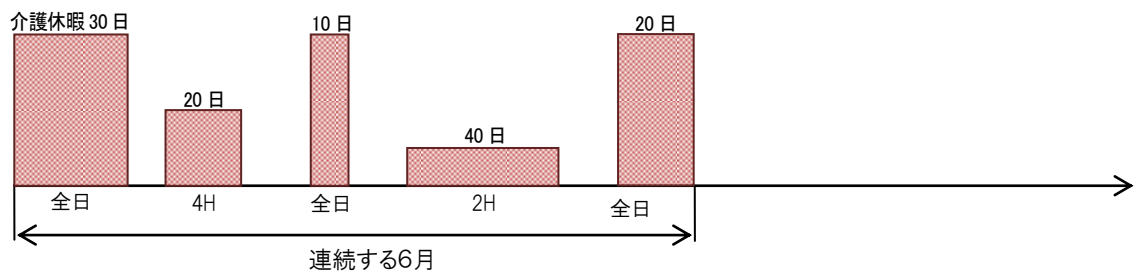
- ・ 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに職員の申出に基づき「指定期間」を設定（申出は最初の休暇取得日の一週間前まで）
- ・ 「指定期間」の設定は、3回以下で、合計6月以下の範囲内で分割設定が可能
- ・ 指定期間の通算は、応当日計算によるものとし、1月未満の期間を合算する場合は30日＝1月として取り扱う
- ・ 指定期間の申出は、指定期間が必要となる都度行えばよく、最初の指定を申し出る時点で予め3回分の指定期間を決める必要はない（各指定期間の間隔に上限なし）
- ・ 指定期間は、延長又は短縮することができるが、延長は1回に限り、短縮は複数回可能（※延長の申出は、原則として延長前の末日の一週間前までに行い、短縮は原則として短縮後の末日の一週間前までに申し出るものとする。）

※ 指定した期間内において介護休暇請求を別途申請する必要があります。

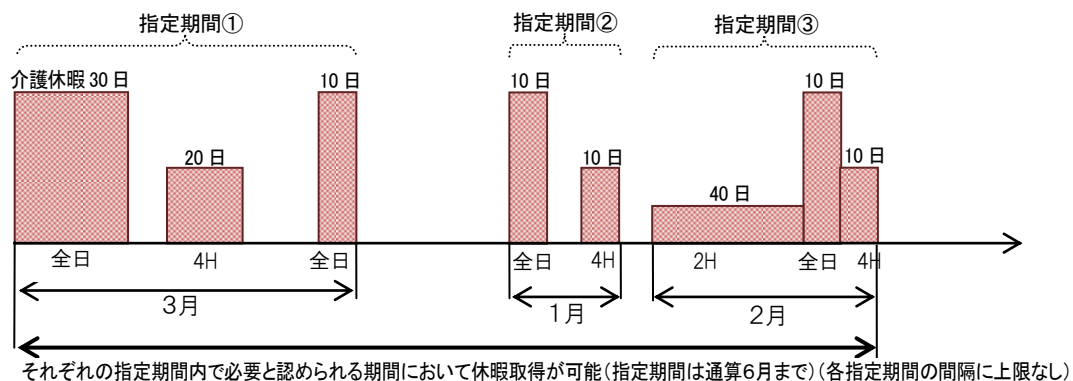
※ 介護休暇は無給です。（現行どおり）

【取得のイメージ】

（現行）



（改正案）



3 介護時間の新設

- 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で介護のため勤務しないことができる制度（介護時間）を新設します。
- 介護時間は、休暇を取得しようとする期間の始まる日の少なくとも1週間前の日までに請求しなければなりません。

【主な取得事例】 ※ [介護時間、部分休業、年休]



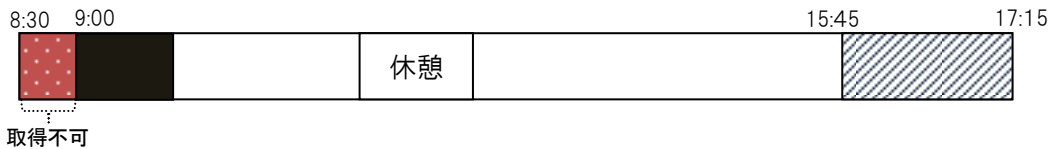
〔介護時間と部分休業を併せて取得する場合〕

介護時間は、部分休業(1日2時間、30分単位で取得可)と併せて取得でき、合わせて1日2時間を上限として勤務できます。



〔注意：取得できない場合〕

以下のように、介護時間の前後に勤務しない場合(例えば、その前又は後に有給休暇が引続く場合)には、当該介護時間は認められません。



【参考：部分休業・介護時間の概要】

	有給・無給の別	1日の取得上限時間数	取得単位	対象職員
部分休業	無給	2時間	30分	小学校就学前の子を養育する職員
介護時間	無給	2時間	30分	介護を必要とする者の介護等を行う職員

4 深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る制度の拡充

- 介護を行う職員について、時間外勤務を免除する制度を新設します。

現行			改正後		
	育児	介護		育児	介護
①深夜勤務の制限	○	○	①深夜勤務の制限	○	○
②時間外勤務の免除	○	×	②時間外勤務の免除	○	○
③時間外勤務の制限	○	○	③時間外勤務の制限	○	○

【各制度が請求できる職員（改正後）】

	育児	介護
①深夜勤務の制限 (午後10時から翌午前5時まで)	小学校就学前の子のある職員	日常生活を営むのに支障がある者の介護をする職員
②時間外勤務の免除	3歳未満の子のある職員	
③時間外勤務の制限 (月24時間以内、年150時間以内)	小学校就学前の子のある職員	

5 介護休暇等※1に係る取得要件の拡充

- 介護休暇等の要介護状態における対象要件について、これまでの「負傷、疾病又は老齢」に、新たに「身体上若しくは精神上的障がい」を加えることとし、当該要因による介護のために休務する場合にも介護休暇等を取得できることとします。

※1 介護休暇等とは、「短期介護休暇」、「介護休暇」、「介護時間」をいう。

6 介護休暇等における兄弟姉妹の同居要件撤廃

- 一般職員の介護休暇等における要介護者で同居を要件としている者のうち、兄弟姉妹の同居要件を撤廃します。